

## 今週のトピックス

### 税務・会計

#### e - Tax

国税庁では現在e - Taxの普及に取り組んでいます。平成19年分または20年分のいずれか1回本人の電子証明書を付してe - Taxを利用して所得税の確定申告を行った場合、その年分の所得税額を限度として、最高5千円の所得税の税額控除が受けられます。このほか、e - Taxを利用した還付申告については、還付まで期間が3週間程度と、通常に比べて半分程度に短縮されます。利便性においても医療費の領収書や源泉徴収票などの添付書類について、3年間の保管義務を課すことで、添付を省略することが可能となります。

利用する為には、まず「開始届出書」に必要な事項を記載のうえ、納税地の所轄する税務署に提出すると、後日、税務署からe - Taxの利用に必要な「利用者識別番号」と「暗証番号」が送付されてきます。さらにデータを送信するためには本人確認のための電子署名が必要となります。その「印鑑」の役割を果たす電子署名は、住民基本台帳カードに格納されています。この住基カードを「朱肉」にあたるICカードリーダーライタでパソコンに読み込み、申告書に電子署名して送信するという流れになっています。詳しくは国税庁のHPをご確認ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

### 経営

『他人の失敗に学ぶ、危機回避・経営安定化の処方箋中小企業建築関連に緊急支援』

会社がおかしくなる原因は数多くありますが、その大半が借金に起因するものです。しかし、ごく少数の無借金企業を除き、ほとんどの中小企業経営者が借金と上手く付き合っていないのが実状です。知っているようで意外と知らない借金についてこの機会に一度セミナーに参加をされてはいかがでしょうか。詳しくはHPにてご確認ください。  
[http://event.tokyo-cci.or.jp/event\\_detail-14601.html](http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14601.html)

### 人・もの・カネ

『創業支援施設の運営事業』

東京都中小企業振興公社では、新事業の創出を図る創業者や創業間もない企業及び第二創業・経営革新を実施している中小企業を対象に、低廉な費用でハード面としての「創業の場」を提供しています。このたび、東京ビッグサイトが臨海副都心地区に所有するタイム 24 ビル内に公社が設置した簡易間仕切り仕様のスモールオフィスへの入居者を募集しています。  
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/0710/0021.html>

### ニュースな日々

『都市と地方の税収格差』

今年の流行語大賞に「(宮崎を)どげんかせんといかん」が選ばれました。東国原知事は表彰式で「疲弊した地方の叫びがこの言葉を生んだ」と語りましたが叫びを上げている「地方」は宮崎ばかりではないようです。三位一体改革で地方交付税を減らされた地方自治体が、2008年度予算での地方交付税復元を要望しています。是正策として地方法人2税の配分見直しが検討されていますが、これには約3000億円の税収が減る東京都などが猛反対しています。

### おすすめオーベルジュ

『二期倶楽部』

この数年、ずっと行きたいと思っていたオーベルジュ。今回那須に行くことになったので、予約をしようとしたところ、予約は既に一杯でした。新幹線で東京から75分。42,000坪の敷地にわずか42室。たった6室の小さな宿として出発した二期倶楽部の名前にこめられた思いは一期一会ならぬ一期二期。ゆったりとした自然の懐に抱かれ、何もしない時間を楽しめる場所です。  
<http://www.nikiclub.jp/>

### タワーの灯

お店からはクリスマスソングが流れ、通りは色とりどりのイルミネーションで街を歩くだけでも楽しい季節です。事務所でもツリーや電飾でクリスマスモード一色です。もし近くにお越しの際は是非、お立ち寄りください。

三尾会計事務所  
東京都港区芝5-27-5山田ビル5F  
TEL: 03-6436-0201  
FAX: 03-6436-0202  
[Info@mionet.co.jp](mailto:Info@mionet.co.jp)  
<http://www.miocci.com>